

2024年1月11日

吹田市長 後藤圭二 様

吹田市労働組合連合会

執行委員長 寺坂 美香

能登半島地震支援体制に関する申し入れ

平素より住民の安全・安心を守るためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

能登半島地震は、1月1日に最大震度7を記録し、以降も震度5強や5弱の地震が連続して発生する大規模な地震であり、その被害は甚大なものとなっています。私たちも、住民のいのちとくらしを守ることを使命とする自治体労働組合として、被災地の支援にも全力を擧げる決意です。

今回被災した自治体では、職員が自らも被災しながらも、住民の命と安全を守るため24時間、懸命に奮闘しています。今回の地震は被害の規模も大きく、救援と復興には長期間に及ぶとりくみが必要です。

また、このような甚大な災害のなかでは、派遣される職員の安全と健康の確保も求められ、また元より人員削減により「限界職場」状態となっている派遣元職場の業務にも影響を及ぼす事態でありますので、下記の事項について申し入れます。

記

1. 被災地の復旧復興のため、医療、食糧その他の物資提供、土木・建築等の復興支援等、現地が必要とする支援を積極的に行うこと。
2. 業務として救援活動を行うため職員を派遣するにあたっては、本人の同意を前提とし、職員の健康や家庭的条件、派遣元職場の事情や業務の執行体制等に配慮するとともに、職員の安全と健康の確保を徹底すること。
3. 派遣にあたっては、派遣職員の健康への配慮はもとより、旅費、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の支給等、派遣先自治体の条例に基づく災害派遣手当の支給等の労働条件への配慮を行うこと。
また、必要な資材等の確保は吹田市が責任を持って行うこと。
さらに、万一職員の健康を損なう事態が生じたときは、吹田市が責任を持って対処すること。
4. 派遣元職場に対しては、正規職員をもって職場の欠員を補充することをはじめ、人的・予算的措置等による支援策を講ずること。
5. 吹田市労働組合連合会が取り組む支援活動を含め、職員が自主的に行う被災者の支援活動についても、情報の共有や連携、施設の利用等で配慮を行うこと。